



平成 29 年 2 月 8 日

各 位

会 社 名 株式会社 東 計 電 算
代表者名 代表取締役会長 甲田 博康
(コード番号 4746 東証第1部)
問合せ先 代表取締役社長執行役員 甲田 英毅
(TEL. 044-430-1311)

(訂正) 定款一部変更に関するお知らせの一部訂正について

平成 29 年 2 月 6 日付けで発表しました「定款一部変更に関するお知らせ」の記載内容について一部訂正がございましたのでお知らせいたします。なお、訂正箇所には下線 _____ を付して表示しております。

記

《訂正の理由》

【別 紙】定款変更の内容の新旧対比表にて、条項の番号の一部に記載の誤りがありましたので、訂正いたします。

《訂正の内容・箇所》

<訂正前>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>2. 補欠または増員により選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の残任期間と同一とする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第 20 条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p> <p>4. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である</p> <p>5. 取締役の残任期間と同一とする。</p>

<訂正後>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>2. <u>補欠または増員により選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の残任期間と同一とする。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第 20 条 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の残任期間と同一とする。</u></p>

以 上